

## 建設工事の下請業者の社会保険等の加入について

建設工事の元請業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）については、平成27・28年度の入札参加申請から、加入または適用除外であることを要件とし、社会保険等の加入者または適用除外とされる者に限って契約を締結してきましたが、平成31年4月1日からは、元請業者が直接締結する下請契約の相手方（一次下請業者）についても、これを適用することとします。

これに伴い、平成31年4月1日以降に締結する工事請負契約書には、社会保険等の加入義務があるにもかかわらず、加入していない者を一次下請業者としてはならないことを明記します。元請業者は、自らはもとより一次下請業者の社会保険等の未加入がないように徹底してください。

なお、平成31年4月1日以降に発注される建設工事において下請契約を行う際には、「請負体制報告書」又は「施工体制台帳」提出時に一次下請業者の社会保険加入状況を確認するとともに、必要に応じて書類の提出を求めます。（以下参照）

### 一次下請業者の社会保険加入状況の確認方法

#### 1 塩尻市の入札参加資格を有する者が下請業者となる場合

書類の提出を免除します。（入札参加資格申請時に確認しているため。）

#### 2 塩尻市の入札参加資格を有しない者が下請業者となる場合

##### （1）「加入」の場合

請負体制報告書又は施工体制台帳の提出に合わせて、下請け業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）加入が確認できる書類の写し等を提出してください。

##### （2）「適用除外」の場合

元請業者は、従業員規模等により適用が除外されている事実を十分に確認した上で、下請業者ごとに適用除外誓約書（様式1）を作成し、施工体制台帳等とともに担当課へ提出してください。（経営規模等評価結果通知で確認できる場合は、適用除外誓約書は省略可）

##### （3）「未加入」の場合

担当課（監督員）からの指示に従って、元請業者が下請業者に社会保険等に加入することを指導し、下請業者が加入した後に、これを確認できる書類（様式2）を指定期間内に、元請業者から提出してください。担当課（監督員）の指示に従わず、なお社会保険等の加入が確認できない場合には、元請業者の指名停止等の措置を講じます。